

ストーカー事案の対応状況

1 ストーカー事案に関する相談件数

相談件数は、前年に比べて530件（2.4％）とやや増加した。

平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
6,032	8,021	26,162	25,145	21,696	22,226

注1）ストーカー事案とは、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令に抵触するとしないとを問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせ行為の伴う事案をいう。

注2）都道府県警察の警察総合相談窓口、性犯罪相談窓口、警察署の警察安全相談窓口における相談受理件数

なお、平成15年中にストーカー事案として取り扱った件数は11,923件であった。（平成14年中は12,024件）

2 ストーカー規制法の適用状況

前年に比べて、警告が204件（21.1％）、検挙が14件（7.9％）それぞれ増加した。また、援助も179件（26.4％）増加した。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数（％）	法施行後の累計
警 告	117	871	965	1,169	+204(+21.1)	3,122
禁止命令等	2	36	32	24	- 8(-25.0)	94
警察本部長等の援助	80	719	677	856	+179(+26.4)	2,332
検 挙	22	142	178	192	+ 14(+7.9)	534
ストーカー行為罪	22	131	170	185	+ 15(+8.8)	508
禁止命令等違反	0	11	8	7	- 1(-12.5)	26

注）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

警察本部長等の援助については、被害を自ら防止するための措置の教示が743件、次いで防犯ブザー等の被害防止物品の貸出しが510件となっている。（複数計上）

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数（％）	法施行後の累計
被害防止措置の教示 （法第7条第1項）	38	348	410	743	+333(+81.2)	1,539
被害防止交渉に必要な事項の連絡（規則9条1号）	7	99	54	78	+ 24(+44.4)	238
行為者の氏名及び連絡先の教示（規則9条2号）	1	45	39	50	+ 11(+28.2)	135
被害防止交渉に関する助言（規則9条3号）	20	124	106	129	+ 23(+21.7)	379
民間組織の紹介 （規則9条4号）	2	16	10	18	+ 8(+80.0)	46
警察施設の利用 （規則9条5号）	18	137	110	111	+ 1(+0.9)	376
物品の教示又は貸出し （規則9条6号）	41	370	415	510	+ 95(+22.9)	1,336
警告を実施した旨の書面の交付（規則9条7号）	5	41	21	12	- 9(-42.9)	79
その他被害防止のための援助（規則9条8号）	16	104	127	69	- 58(-45.7)	316

注1）規則とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年
国家公安委員会規則第18号）をいう。

注2）平成12年は、11月24日（法施行日）から12月31日までの間

3 ストーカー事案の分析結果（平成15年中）

都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった11,923件（ストーカー規制法の目的要件に該当しない事案811件及び動機が不明である1,258件を含む。）について分析した。

（1）被害者の性別

性 別	件 数 (%)
女 性	10,826 (90.8)
男 性	1,097 (9.2)

（2）被害者の年齢

年 齢	件 数 (%)
～19歳	1,068 (9.3)
20～29歳	4,692 (40.7)
30～39歳	3,307 (28.7)
40～49歳	1,544 (13.4)
50～59歳	720 (6.2)
60～69歳	169 (1.5)
70歳～	24 (0.2)

注）年齢が不明である59件及びストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」が被害者である340件を除く。

（3）行為者の性別

性 別	件 数 (%)
女 性	999 (8.9)
男 性	10,220 (91.1)

注）行為者が不明である704件を除く。

（4）行為者の年齢

年 齢	件 数 (%)
～19歳	286 (3.2)
20～29歳	2,364 (26.8)
30～39歳	2,676 (30.3)
40～49歳	1,714 (19.4)
50～59歳	1,321 (15.0)
60～69歳	383 (4.3)
70歳～	90 (1.0)

注）年齢が不明である3,089件を除く。

(5) 「特定の者」と行為者との関係

ストーカー規制法第2条第1項にいう「特定の者」と行為者（判明しているものに限る。）との関係は、交際相手（元を含む。）が6,045件（56.1%）、配偶者（内縁・元を含む。）が1,420件（13.2%）と、恋愛関係にあったものだけで、69.3%を占める。

被害者が面識のない者によるものは820件（7.6%）であり、全体の92.4%が面識のある者による行為となっている。

行為者との関係	件 数 (%)
配偶者(内縁・元を含む)	1,420 (13.2)
交際相手(元を含む)	6,045 (56.1)
その他家族	23 (0.2)
その他同居人	8 (0.1)
知人友人	1,254 (11.6)
勤務先同僚	339 (3.1)
その他職場関係者	552 (5.1)
面識なし	820 (7.6)
その他	317 (2.9)

注1) 行為者が不明である1,145件を除く。

注2) 「その他」は、通勤途中で見かけたことのある者、客として来店したことがある者等を計上している。

(6) 動機

動機（判明しているものに限る。）は、好意の感情によるものが6,361件（59.6%）と最も多く、次いで好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情が3,493件（32.8%）となっており、好意の感情に端を発するもの（ストーカー規制法の目的要件に該当するもの）が92.4%を占めている。

動 機	件 数 (%)
好意の感情	6,361 (59.6)
好意が満たされず怨恨の感情	3,493 (32.8)
精神障害(被害妄想含む)	68 (0.6)
職場トラブル	7 (0.1)
商取引上トラブル	12 (0.1)
その他怨恨の感情	158 (1.5)
その他	566 (5.3)

注1) 動機が不明である1,258件を除く。

注2) 「その他」は、「商取引上トラブル」に該当しない金銭トラブル、離婚に伴うトラブル等を計上している。

(7) 行為形態別発生状況（複数計上）

行為形態をストーカー規制法第2条第1項の号別に分析した結果、つきまとい等（1号）が6,105件（51.2%）と最も多く、次いで面会・交際等の要求（3号）が5,945件（49.9%）、無言電話、連続電話等（5号）が3,663件（30.7%）となっている。

行 為 形 態	件 数 (%)
つきまとい、待ち伏せ等（1号）	6,105 (51.2)
監視している事項の告知等（2号）	774 (6.5)
面会、交際等の要求（3号）	5,945 (49.9)
著しく粗野又は乱暴な言動（4号）	2,106 (17.7)
無言電話、連続電話等（5号）	3,663 (30.7)
汚物等の送付等（6号）	136 (1.1)
名誉を害する事項の告知等（7号）	822 (6.9)
性的しゅう恥心を害する告知等（8号）	739 (6.2)
その他	619 (5.2)

注1) 割合は、認知件数11,923件中の割合を算出したもの。

注2) 「その他」は、各号に該当しない品物の送りつけ、メールの送信、迷惑電話等を計上している。

- 4 他法令による検挙状況
総数が、前年に比べて 95 件 (12.5 %) 減少した。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数(%)
総 数	104	921	758	663	- 95 (- 12.5)
殺人	2	13	7	19	+ 12 (+171.4)
強姦	0	15	11	11	± 0 (± 0)
暴行	8	40	45	36	- 9 (- 20.0)
傷害	14	176	144	130	- 14 (- 9.7)
脅迫	18	145	99	70	- 29 (- 29.3)
強要	—	—	—	15	—
恐喝	—	—	—	14	—
窃盗	—	—	—	19	—
強制わいせつ	2	14	8	8	± 0 (± 0)
住居侵入	16	124	98	110	+ 12 (+ 12.2)
逮捕監禁	6	23	15	23	+ 8 (+ 53.3)
名誉毀損	2	25	23	25	+ 2 (+ 8.7)
業務妨害	—	—	—	1	—
器物損壊	14	96	99	66	- 33 (- 33.3)
暴行法違反	3	15	13	10	- 3 (- 23.1)
軽犯罪法違反	4	17	18	17	- 1 (- 5.6)
迷惑防止条例違反	2	14	22	13	- 9 (- 40.9)
銃刀法違反	0	37	28	23	- 5 (- 17.9)
その他	13	167	128	53	—

注 1) 各都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった平成 12 年中 2,280 件、13 年中 14,662 件、14 年中 12,024 件、15 年中 11,923 件について分析した。

注 2) 平成 12 年は、11 月 24 日 (法施行日) から 12 月 31 日までの間

注 3) 「その他」には、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反等が含まれる。また、平成 14 年までの「その他」には、強要、恐喝、窃盗、業務妨害が含まれる。

注 4) 未遂のある罪については未遂を含む。

- 5 その他の対応
ストーカー規制法以外の対応を執った件数は次のとおりとなっている。

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	対前年増減数(%)
被害者への防犯指導	1,262	7,668	6,233	6,770	+ 537 (+ 8.6)
行為者への指導警告	313	2,416	2,286	2,313	+ 27 (+ 1.2)
パトロール	204	1,061	918	1,009	+ 91 (+ 9.9)
他機関等への引継ぎ	47	256	128	45	- 83 (- 64.8)
その他	—	—	—	763	—

注 1) 各都道府県警察が取扱い、警察庁に報告があった平成 12 年中 2,280 件、13 年中 14,662 件、14 年中 12,024 件、15 年中 11,923 件について分析した。

注 2) 平成 12 年は、11 月 24 日 (法施行日) から 12 月 31 日までの間

注 3) 「他機関等」は、保健所、婦人相談所、医療機関等を計上している。

注 4) 「その他」は、平成 15 年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上している。